

## 屋根雪の落雪等に関するお願い

上越市内では、屋根雪による落雪が隣地または道路との境界線を越えることでトラブルとなる場合や屋根雪下ろしに伴う重大事故が発生しています。

隣地とのトラブルは当事者同士で解決することになりますが、トラブルを未然に防ぐため、次の点に留意していただき、建築計画を立てるようお願いいたします。

- 降雪時を想定した屋根の形状や材質を検討してください。
- 屋根勾配方向の落雪や、ケラバの雪庇の落雪による影響が及ばないよう十分な離隔をとってください。
- 十分な離隔が確保できない場合には、雪止めアングルや雪庇落雪防止柵等の措置を講じるとともに、隣地の所有者等に説明を行うなどの対応をお願いいたします。

民法第218条では、「土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。」と雨水（雪）を隣地に注ぐ工作物の設置を禁止していますので、建築物を建築する際には、屋根雪の処理方法について、十分に検討し、計画する必要があります。

また、雪下ろしが必要となる屋根の場合は、下ろした雪の置場の確保等が可能な計画とした上で、屋根雪下ろし作業中の転落防止を目的とした命綱を固定する金具、いわゆる「命綱固定アンカー」を設置するなど、雪下ろし時の安全確保にも配慮をお願いいたします。

労働安全衛生規則第518条では、高さ2m以上の箇所での作業時に墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、足場の設置が困難な場合、墜落制止用器具等の使用が事業者には義務付けられています。